

諸外国・地域の規制措置(平成25年7月1日現在)

- 掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- 各國・地域の詳細な規制内容については、掲載した各國政府HP等を御参考に、各國の政府機関へ御確認して下さい。
- 各國・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱いについては、輸出との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

①日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、米、原乳、きのこ類、たけのこ、青わらび、たらのめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、大豆、小豆、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、ワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アガシタビラメ、イシガレイ、ウスメバチ、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、シロメバチ、スケソウダラ、スズキ、ニベ、スマガレイ、ヒバガレイ、ヒガング、ヒラメ、ホウボウ、ホンガレイ、マコチ、マダラ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウ、マブロウ、エゾイソイアナメ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、ショウサイブ、サヨリ、飼料	輸入停止	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、ヤマメ、イワナ、飼料 ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、栗、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料 ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバチ、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスペ、イシガレイ、マダラ、スズキ、ヒラメ、クロダイ きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米、スズキ、ウタク、ヤマメ、マダラ、ヒガング、ヒラメ、ヒラメ、クロダイ ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンフナ 茶 きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆、マダラ、イワナ、ウタク、スズキ、クロダイ きのこ類 きのこ類 きのこ類、マダラ きのこ類 きのこ類 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（16都道県） 上記県産品目を除く全ての水産品 宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県） 上記県産品目及び水産品を除く全ての食品 13都県以外（水産品については16都道県以外） 全ての食品	駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic.jp@mofat.go.kr （問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること） ほうれんそう、かきな等は3市町（旭市、香取市、多古町）のみが対象。	○食品医薬品安全庁：生鮮及び加工食品（畜水産物を除く） http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部：畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院：水産物 http://cafe.daum.net/nisibusan
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、ヤマメ、イワナ、飼料				
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、栗、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバチ、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスペ、イシガレイ、マダラ、スズキ、ヒラメ、ヒラメ、クロダイ				
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米、スズキ、ウタク、ヤマメ、マダラ、ヒガング、ヒラメ、ヒラメ、クロダイ				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンフナ				
	神奈川	茶				
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆、マダラ、イワナ、ウタク、スズキ、クロダイ				
	長野	きのこ類				
	埼玉	きのこ類				
中国	青森	きのこ類、マダラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	駐日中国大使館 経済商務處 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	山梨	きのこ類				
	静岡	きのこ類				
	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（16都道県）	上記県産品目を除く全ての水産品				
	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）	上記県産品目及び水産品を除く全ての食品				
ブルネイ	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（10都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入	駐日中国大使館 経済商務處 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、食用植物産品	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求			
	水産物	上記に加え、中国輸入業者に产地・輸送経路を記した検疫許可申請書を提出				
ブルネイ	その他他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求	駐日ブルネイ・ダルサラーム大使館 電話: 03-3447-7997			
	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川（8都県）	食肉、水産物、牛乳・乳製品、野菜・果実（生鮮・加工）、いも類、海藻、緑茶製品	輸入停止			
	上記以外の品目	上記以外の品目	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
	8都県以外	全ての食品				

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
ニューカレドニア	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料	輸入停止 政府作成の産地証明書を要求	平成23年3月11日より前に收穫・製造した食品については、日付証明書	駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	ニューカレドニア http://www.gouv.nc/
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川（6県） 47都道府県	左記県における出荷制限品目 ^{上記県产品目を除く全ての食品}	輸入停止 産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施			
レバノン	47都道府県	上記県产品目を除く全ての食品			駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	

②日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	47都道府県	加工食品、ミネラルウォーター	政府作成の放射性物質検査証明書又は指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	証明がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		水産物、養殖用薬品、えさ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
タイ	8県以外	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、静岡（8県） 全ての食品（食品添加物等は対象外）	タイの省令で規定された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書を要求	平成23年3月11日より前に收穫・製造した食品については、日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
		政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書を要求				
アルゼンチン	7県以外	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟（7県） 全ての食品（種子は対象外）	政府又は亜国際原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求、政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話 03-5420-7101	○宣誓書の様式（保健省国家医薬品・食品・医療技術監督庁） http://www.anmat.gov.ar/comunicados/Productos_Japon.pdf
		上記7県以外	政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求			
		47都道府県	飼料			
仏領ポリネシア	12都県以外	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡（12都県） 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に收穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
		12都県以外	全ての食品、飼料			
アラブ首長国連邦	岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野、静岡（15都県） 15都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（※） 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	(※) ドバイ首長国及びアブダビ首長国について ①15都県は指定検査機関作成の放射性物質検査報告書で輸入が認められる。 ②15都県以外は産地証明書で輸入が認められる。なお、産地証明について ドバイ首長国は①の報告書でも輸入が認められる。また、アブダビ首長国は商工会議所のサイン証明でも輸入が認められる。)	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
		全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求（※）			
イラク	47都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
オマーン	47都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
カタール	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
クウェート	47都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0361	
サウジアラビア	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 サウジアラビアにてサンプル検査		駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-5889-5241	
バーレーン	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書又は第三者機関作成の放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（11都県） 11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
		全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
コンゴ民主共和国	47都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
モロッコ	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（13都県）	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出港し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	13都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

③日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果実とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明書 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	茨城、栃木、群馬（3県）	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物				
	埼玉、千葉、東京、神奈川（4都県）	野菜・果実とその加工品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 （放射性物質の検出がNDであることの証明で、生産・加工地が記載されていること。）			
	茨城県	卵				
	静岡県	緑茶及びその製品				
	埼玉、千葉、東京、神奈川（4都県）	食肉、牛乳・乳製品、水産物				
	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川（8都県）以外の道府県	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の産地証明（サイン証明）を要求 シンガポールにてサンプル検査			
	福島県、茨城県以外	卵				
	福島県、静岡県以外	緑茶及びその製品				
	47都道府県	米	シンガポールにて全ロット検査			
香港	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	野菜・果実、牛乳・乳飲料、粉ミルク	輸入停止	香港政府經濟貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo.enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港經濟貿易代表部（東京） http://www.hketotyo.gov.hk/	
		食肉（卵を含む）、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		加工食品	香港にてサンプル検査			
		全ての食品				
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止	米、加工度の高い食品、飲料は、対象外		
		野菜、果物、乳製品	輸入停止			
		食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求			
		山形、山梨（2県）	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品			
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	全ての食品	輸入停止	台北駐日經濟文化代表處 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org		
		野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査			
		加工食品	台湾にてサンプル検査			
フィリピン	福島、茨城（2県）	牛乳・乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼料、野菜・果実、植物、種苗等	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600		
		2県以外	政府作成の産地証明書を要求			
	福島	ヤマメ、コウナゴ、ウグイ、アユ	輸入停止			
	茨城、栃木、群馬（3県）	上記以外の水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
		水産物	政府作成の産地証明書を要求			
		福島及び3県以外				

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国	福島	米、ほうれんそう、かきな、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、アユ、ウグイ、ヤマメ、ゆず、キウイフルーツ、牛肉製品、クマ肉製品、イノシシ肉製品、煙わさび、ふきのとう、わらび、こしあぶら、せんまい、たらのめ等	輸入停止	駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局(FDA)： *Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html *Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#ImportJapan	
	栃木	茶、牛肉製品、シカ肉製品、イノシシ肉製品、クリタケ、ナメコ、タケノコ、シイタケ、さんしゅう、わらび、こしあぶら、せんまい、たらのめ				
	岩手	牛肉製品、タケノコ、シイタケ、セリ、わらび、こしあぶら、せんまい、マダラ、ウグイ、イワナ				
	宮城	牛肉製品、クマ肉製品、シイタケ、タケノコ、こしあぶら、せんまい、ヒガングフ、スズキ、ヒラメ、マダラ、ウグイ、イワナ、ヤマメ				
	茨城	茶、シイタケ、イノシシ肉製品、タケノコ、こしあぶら、ウナギ、シロメバル、ニベ、アメリカナマズ、スズキ、ヒラメ、キンメノコ				
	千葉	茶、シイタケ、タケノコ				
	群馬	茶、ウグイ、ヤマメ				
	神奈川	茶				
	福島、茨城、栃木（3県）	牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品（上記を除く）	第三者機関作成の放射性物質検査報告書を要求	放射性物質の検査報告書については、米国内の検査機関によることも可		
		牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品以外の食品、飼料（上記を除く）	米国にてサンプル検査			
ポリビア	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 ポリビアにてサンプル検査		駐日ポリビア大使館 電話 03-3499-5441	
ブラジル	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 (ポルトガル語翻訳付き)	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明書（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
EU EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)	福島	全ての食品、飼料（酒類を除く）	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書 (EU) 右記ホームページを参照	英語 http://www.deljpne.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpne.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=ja	
	静岡	きのこ類、茶				
	青森、山梨、長野、新潟	きのこ類				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川（9都県）	コメ、大豆、小豆、あしたば、ふき、みょうが、わさび、ブルーベリー、ぎんなん、うめ、かんきつ類（うんじゅうみかんを除く）、かき、さくら、茶、くり、くるみ、水産物、海藻及び活きた魚及びホタテを除く）、きのこ類、あけび、たらのめ、たけのこ、わらび、せり、さんしゅう、せんまい、こしあぶら、もみじがさ、くさそでつ、ぎぼうし、うわばみそう、ぎょうしゃにんにく、あさみ、ほううな、おやまほくち、つくし、またたび、レンコン、クワイ、牛蒡、そば				
		上記品目を計50%以上含む加工品・調整品				
	福島を除く46都道府県	上記以外の食品、飼料（酒類を除く）	政府作成の产地証明書を要求 輸入国にてサンプル検査			
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京（6都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書（放射性物質検査報告書を添付）を要求 ロシアにてサンプル検査	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	消費者権利保護・福祉分野監督庁
ロシア	6都県以外		輸入停止			
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟（8都県）に所在する施設	水産品・水産加工品	ロシアにてサンプル検査			動植物衛生監督庁
	8都県以外に所在する施設					

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） (個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外)		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ベトナム	福島、茨城、栃木（3県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	○豪州・農水林業省 http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/ifn_0712_(Importing_Food_from_Japan_(3_September_2011))
	3県以外		ベトナムにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）			
豪州	宮城、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京（8都県）	水産物（魚類）、茶、乾燥きのこ	豪州にてサンプル検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水林業省 http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/ifn_0712_(Importing_Food_from_Japan_(3_September_2011))
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を実施		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イスラエル	47都道府県	全ての食品	イスラエルにてサンプル検査を実施		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
イラン	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	
モーリシャス	47都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査を実施			

⑤その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要) カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	12都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施			
ミャンマー (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア (これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡 (11都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の产地証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施			
チリ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除)	47都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ (これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除)	47都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ペラカルス港及びメキシコシティ国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131/03-3581-1135	
ペルー (これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟 (7県)	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除)	47都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話 03-3770-4640	
ニュージーランド (これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除)	47都道府県	茶	NZにて検査を実施		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ第一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/
コロンビア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（スペイン語翻訳付き）		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724	
マレーシア (これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除)	福島	全ての食品	政府作成の产地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の产地証明書を要求			
※放射性物質検査の結果によっては、今後も必要に応じて規制措置が講じられる可能性あり。	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	農畜産品及びその副産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された产品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2800/03-3498-3984 FAX 03-3499-4400	
			政府作成の产地証明書を要求			